

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年7月26日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条の規定に基づき、「（仮称）小田栄2丁目マンション計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都千代田区岩本町二丁目1番15号

株式会社ゼファー

代表取締役 飯岡 隆夫

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）小田栄2丁目マンション計画

（2）種類

住宅団地の新設（第2種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区小田栄二丁目3番1

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

分譲共同住宅の新設

（2）内容

ア 区域面積	17,284.91㎡
イ 計画人口（計画戸数）	1,581人（527戸）
ウ 土地利用計画	
（ア）住宅棟	4,600.46㎡
（イ）駐車場・駐車場棟	3,541.40㎡
（ウ）駐輪場・バイク置場	766.14㎡
（エ）ごみ集積所	119.28㎡
（オ）緑化地	3,546.43㎡
（カ）車路	514.39㎡
（キ）歩行者路	2,571.85㎡
（ク）その他	1,624.96㎡

エ 建築計画

(ア) 区 分	共同住宅
(イ) 構 造	鉄筋コンクリート造
(ウ) 階 数	地上17階
(エ) 高 さ	55.00m
(オ) 建築面積	8,382.05 ^m ²
(カ) 延べ面積	76,101.51 ^m ²

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成18年3月

完了予定：平成20年2月

6 条例評価準備書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年7月26日(火)から平成17年9月8日(木)まで

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

(2) 場 所

川崎市：川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）

横浜市：鶴見区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課）

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

（横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで）